

Forest

森林組合だより

令和8年9月1日

発行

第 160 号



令和8年度 連絡員会議

本荘由利森林組合

由利本荘市水林381

TEL 0184-24-4141(代) FAX 0184-24-4143

HP <http://www.honmori.com/> メール honmori@trad.ocn.ne.jp

7月29日（水）、由利本荘市市民交流学習センターを会場に令和8年度連絡員会議を開催いたしました。
今年度は連絡員71名、役員19名のほか、来賓として秋田県由利地域振興局森づくり推進課金高課長、並びに林業振興チーム伊藤リーダー、多賀谷主査、にかほ市農林水産課柴田課長のご出席をいただきました。
会議は小松組合長の挨拶に始まり、日頃のご労苦とご協力に対してお礼を申し上げるとともに、今後とも引き続き組合員との重要な連絡役を務めてくださるようお願いいたしました。
また、組合からは次の事項についてご報告いたしました。

1. 指導・総務事業関係
 - ・令和8年度指導事業の年間計画
 - ・賦課金の納入について
 - ・組合員の異動届出について
2. 林産販売事業関係
 - ・西目センター共販市況
 - ・木材価格の推移
3. バイオマス事業関係
 - ・令和7～8年度バイオマス稼働状況及び円柱加工品取扱量
4. 造林事業関係
 - ・造林補助制度について



会議では連絡員の皆様から多数のご意見・ご質問がありましたので、その一部をご紹介します。

【本荘地区 田口氏】

Q 組合員に少額でも出資配当してほしい。施設整備の積立と出資配当の両方を兼ねることはできないか。

A 今年度の決算状況を見て、役員と検討したい。

【本荘地区 板垣氏】

Q 直径36cm以上、50cmの丸太は共販で取引されていないのか。

A 36cm以上は共販で需要がないので合板材となります。

【矢島地区 佐藤氏】

Q 近年では、所有山林の場所がわからない人も増えていると聞く。所有者とその家族も参加できる所有山林の視察のような行事を行ってはどうか。

A 大きな課題の一つだと考えています。行事というわけではないですが、補助事業を活用することで山の場所や境界を明確にすることができそうですのでぜひご利用いただきたい。

【由利地区 木内氏】

Q バイオマス事業の実績が昨年度と比較すると落ち込んでいるようにうだが、要因は何か。

A トラックの故障等のトラブルが重なり、実績を落としてしまった。7月以降は状況が改善されたので徐々に回復していくと思われる。

Q

3年前の豪雨被害の状況が未だ正確に把握されていないように感じるが、県ではどのように認識しているのか。

【県からの回答】

A 令和6年度の豪雨災害で治山関係では51ヶ所ほど把握している。復旧は順次進めているが、人家が近い場所や大きな道路があるところを優先して取り組んでおります。

【仁賀保地区 須藤氏】

Q 補助金の対象となる枝打ちの高さは何mなのか。

A 最低でも1・2mです。2m以上では単価も変わってきます。なお、補助金対象となる高さの上限は6mとなっています。



高校生職場体験

7月27日（月）、管内の高校生5名が当組合本所を訪れ、職場体験学習を行いました。

今回参加した生徒の皆さんは、毎年ハローワーク本荘様主催で開催されている「高卒企業情報説明会」において当組合のブースを訪れたことをきっかけに林業に興味を持ち、森林組合の業務についてより深く学びたいとの思いから、職場体験を希望されたそうです。

当日は、林業に欠かせない事務業務のほか、現場で行う測量作業やその目的、一般的な林業会社と森林組合の役割の違いなどについて説明を受けながら、実際の作業を体験しました。生徒の皆さんは、普段触れる機会の少ない森林組合の仕事に熱心に取り組み、林業の奥深さや森林組合の役割について理解を深めていました。

林業分野では担い手の確保が年々課題となっていますが、当組合や林業に関心を持つ若い世代が増えていることは大変心強いことです。今後も職場体験や企業説明会などを通じて森林組合の仕事の魅力を発信し、地域林業を支える人材の育成・確保につなげてまいります。



**組合長も高校生を歓迎
職場体験スタート！**



**まずは森林組合を知って、
仕事のイメージを広げよう！**



**いざ現場へ！
事務所周辺で測量に挑戦**



**初めての操作に悪戦苦闘！
意外と奥が深い……**



**測量データをパソコンに！
現場とオフィスをつなぐ**



**組合を裏側から支える、
デスクワークも重要な仕事**



**先輩の経験談から、
未来の自分をイメージ！**



**職場体験を終えて、
学びを次のステップへ！**



第32回造林コンクールを開催いたしますので、多数の応募をお待ちしております。
実施要領は下記のとおりです。

第32回 本荘由利森林組合造林コンクール実施要領

I. 趣 旨

森林の有する多面的機能の持続的発揮や、健全で良質な付加価値の高い森林の育成を目指し、森林の保全と資源活用を両立させた計画的な施業管理に努めている森林所有者を表彰し、由利地域における民有林の整備促進と林業活性化及び地域経済の発展に資する。

II. 主 催 本荘由利森林組合

III. 実施方法

1 参加林分の基準

- (1) 人工林(針葉樹・広葉樹) 面積：0.10ha以上 林齢：7年生以上
- (2) 対象施業実施年度 令和7年度・8年度

2 参加部門

- (1) 幼 齢 林 の 部 林齢：7年生以上10年生以下 面積：0.10ha以上
- (2) 枝 打 ち の 部 林齢：11年生以上30年生以下 面積：0.10ha以上
- (3) 保育間伐の部 林齢：21年生以上 面積：0.10ha以上
- (4) 搬出間伐の部 林齢：21年生以上 面積：0.10ha以上

3 参加資格

本荘由利森林組合の組合員とする。
ただし、入賞歴のある林分は同一部門への参加はできない。

4 参加申込み

所定の参加申込書により、各支所経由で本所総務課に提出する。

5 審 査

- (1) 審査委員長 由利地域振興局農林部森づくり推進課長
- (2) 審 査 委 員 由利地域振興局農林部森づくり推進課職員・森林組合職員
- (3) 審 査 基 準 別に定める

6 表 彰

森林組合長は、審査委員長の審査結果に基づき、適宜、次の入賞者を決定し表彰する。

- 最 優 秀 賞 (由利地域振興局長賞)
- 優 秀 賞 (由利森林管理署長賞)
- 優 良 賞 (森林組合連合会長賞)
- 入 賞 (森林組合長賞)
- 奨 励 賞 (森林組合長賞)

7 年間スケジュール

- (1) 参加申込み 令和8年9月1日(火)～令和8年10月30日(金)
- (2) 審査の実施 令和8年11月2日(月)～令和8年11月27日(金)
- (3) 表 彰 式 令和9年2月中旬(予定)

木材市況情報 (令和8年)

単位：円、上段（石当り価格）
下段 m 当り 価格

			7月2日			8月4日		
樹 種	材 長 m	径 級 cm	本荘由利木材流通センター			本荘由利木材流通センター		
			高 値	安 値	平均価格	高 値	安 値	平均価格
ス ギ	3.65	14下						
		16～22	(3, 422) 12, 322	(3, 058) 11, 012	(3, 263) 11, 750	(3, 418) 12, 307	(3, 087) 11, 114	(3, 216) 11, 579
		24～34	(4, 005) 14, 419	(3, 751) 13, 504	(3, 903) 14, 054	(4, 007) 14, 426	(3, 333) 12, 002	(3, 749) 13, 498
出材量・販売量・販売率			690m ³ (2,484石)・690m ³ (2,484石)・100%			828m ³ (2,980石)・828m ³ (2,980石)・100%		

7月：秋田県と山形県の常連製材業者が参加し完売。材質と評価は物件毎に分かれるものの、直材の16～22cmは平均12,750円/m³と先月よりおおむね横ばい。24～34cmは高値が14,400円/m³、平均で14,000円/m³とやや強含みの推移となった。本格的な虫害期を迎える前に、原木在庫を確保しておきたい製材業者の動向が伺える結果となった。

8月：県内外の製材業者が参加し、出品量が多いながらも完売。材質や虫害の程度によって評価は分かれたため平均相場は1,000円/m³程度の弱含みとなったが、高評価の物件は先月と同じ相場場で推移した。お盆休みを挟むこともあり、今後の出品量はより減少傾向になることから、原木の不足状況は今後も続きそう。

にかほ市役所開庁時間変更に伴う 仁賀保支所開所時間変更のお知らせ

【変更開始日】令和8年10月5日（月）から

【開 所 時 間】午前9時00分～午後4時30分

ご不便をおかけいたしますがご理解・ご協力をお願いいたします。



… 各種届け出のお願い …

相続等による名義変更をされていない方は速やかにお手続きをお願いいたします。特に自己都合による脱退については、今年度脱退の締切が**令和9年1月末**となっておりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

●賦課金納入

令和8年度分の賦課金について、未納の方は速やかにご入金ください。納入方法、納入先、また納入有無の確認等、ご不明の点がありましたらご連絡ください。

●相続届

相続開始後90日以内にご提出ください。郵便物が亡くなった方の名前で届いてしまうほか、補助申請や選挙などに支障をきたす場合がございます。速やかにお手続きをお願いいたします。

●法人、団体、代表者名の変更

法人、団体、地域等、団体名で加入されている組合員様で、「団体名の変更」又は「代表者名の変更」がございましたら届け出をしていただく必要がありますのでお問い合わせください。

●住所及び所有山林面積の変更届等

組合からの郵送物が届かない、電話連絡が取れない方がいらっしゃいます。引っ越し等で住所や連絡先に変更がありましたら、お早めにご連絡ください。また、所有山林面積に変更がある場合、来年度の賦課金額に変更が生じるため、こちらもお早めにお手続きをお願いいたします。

●脱退届

自己都合で組合から脱退をご希望される方は、今年度内の脱退届の提出締切は**令和9年1月末**までとなっております。締切日以降の提出となった場合は翌年度での脱退となり、令和9年度の賦課金の請求対象となってしまうため、年度内の脱退をご希望の方は速やかにお手続きをお願いいたします。所有山林をすべて売却した等の理由で組合員資格を喪失した場合の脱退については、令和9年3月末までにお手続きいただければ今年度内の脱退となります。

なお、対象の組合員が既に亡くなっている等の理由で不在の場合や法的に相続放棄をしている等で相続人がいない場合は当組合へお問い合わせください。